

第2回傷病者の搬送及び受入れの 実施基準等に関する検討会 次 第

日時：平成21年10月2日（金）
10時00分～12時00分
場所：三田共用会議所 大会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等について
- (2) その他

3 閉 会

【配布資料】

資 料 傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会作業部会報告書

添付資料 第1回傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会議事録

傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 総務省消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局指導課（以下「事務局」という。）は、「傷病者の搬送及び受入れの実施基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 検討会は、消防法の一部を改正する法律(平成21年法律第34号)により、都道府県が傷病者の搬送及び受入れの実施基準を定めるとともに、当該実施基準に関する協議等を行うための消防機関、医療機関等を構成員とする協議会を設置することとされたことを踏まえ、当該実施基準及び当該協議会に関する基本的事項について検討を行うことを目的とする。

(検討会)

第3条 検討会は、次項に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、総務省消防庁長官及び厚生労働省医政局長が委嘱する。
- 3 検討会には、座長を置く。座長は、構成員の互選によって選出する。
- 4 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- 5 座長に事故等ある場合は、座長が指定した構成員がその職務を代行する。
- 6 検討会には、構成員の代理者の出席を認める。

(作業部会)

第4条 座長は、必要に応じ検討会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成員は、関係各行政機関の職員及び救急業務に関し学識のある者のうちから、座長が指名する。

(構成員の任期)

第5条 構成員の任期は、平成22年3月31日までとするが延長を妨げないものとする。

(庶務)

第6条 検討会に係る庶務は、事務局が行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他作業部会に関し必要事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、平成21年5月25日から施行する。